

愛医発第 282 号
令和2年 4月21日

県下各医師会長 様
(名古屋市各区医師会長含む)
各分科医会長 様

公益社団法人 愛知県医師会
会長 柵木 充明
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項

－その37－

平素は本会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、日本医師会常任理事より4月17日付(健I34)にて通知がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご了知方につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、一般会員用には、愛知県医師会会員専用ホームページの愛医通信欄にて閲覧できますことを申し添えいたします。

担当：医療業務部第2課
TEL：052-241-4139
FAX：052-241-4130
E-mail：chiiki_2@aichi.med.or.jp



(健 I 34)

令和 2 年 4 月 1 7 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本 吉郎

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項

－その 37－

認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき感謝いたしております。

さて、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本医師会認定産業医制度における認定産業医の更新ならびに産業医学研修会の申請について、下記のとおり取扱います。

つきましては、日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本医師会認定産業医の更新に関する特例措置（期間外申請）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、有効期間内に更新要件を満たすことが困難となった認定産業医に対して、貴会における研修会が再開され、更新単位の取得が可能となるまでの期間において、単位取得および更新申請手続き期間の延長をする特例措置を実施いたします。

ただし、あくまで認定産業医の個別事情を勘案し、日本医師会認定産業医制度運営委員会において審議をいたします。また、認定証有効期限を延長するものではないことから、更新申請承認後の次回有効期限が延長されるものではありません。

※特例措置適用に伴い、貴会における延期・中止となった研修会状況（延期・中止となった研修会数や再開までの期間、認定産業医の研修会申込状況など）の取りまとめをお願いいたします。当会運営委員会において審議をする上での必要情報とさせていただきます。

2. 産業医学研修会について

日本医師会認定産業医制度実施要領において定められているとおり指定を受けた産業医学研修会を中止する場合は、必ず日本医師会にご報告下さい。なお、実施要領においては事前に報告するよう定めておりますが、この度の事情を鑑み、事後報告であっても差し支えありません。その際、新型コロナウイルスの感染拡大により中止する旨をあわせてご連絡下さいますようお願いいたします。

